市町村議会で議決した意見書（平成25年9月～10月議決分）

平成25年10月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成25年９月30日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、 経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　名】地方税財源の充実確保を求める意見書** 地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。 こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠です。 よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。 記 １　地方交付税の増額による一般財源総額の確保について (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。 (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。 (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。 (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。 (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。 ２　地方税源の充実確保等について (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「５：５」とすること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。 (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。 (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。 (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。 (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。 (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。 (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	**【議決年月日】平成25年９月30日** **【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、岩手県知事** **【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次の事項について実現されるよう求めます。 １　過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実させること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書 （趣旨） 若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めることを強く求める。 （理由） ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。 中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。 よって、国においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について、適切に対策を講じるよう強く求める。 記 １　世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正や子育て支援など、総合的な支援を進めるとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。 ２　労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者などに劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。 ３　個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多元的な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワークや在宅勤務の導入などを促進すること。 ４　仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若年支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣 **【件　　　名】鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書** （趣旨） 鳥獣・海獣による農作物や漁業被害が深刻化し、多額の被害が発生している状況にある。要因は、鳥獣・海獣の生息域の拡大と狩猟者の高齢化に伴う減少による捕獲圧の低下などが考えられることから、被害防止対策を講じるよう強く求める。 （理由） 野生鳥獣及び海獣による農作物･漁業被害は深刻化し、被害は経済的損失に止まらず、農林漁業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加、また、海洋生態系に著しい悪影響を与えている。 シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物被害額は、平成２１年度以降は毎年200 億円を上回っており、また、トド、アザラシなどの海獣による漁業被害額も近年は20 億円を超える状況となっている。 鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。 こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年に、議員立法により「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立した。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となり、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになった。 平成 24 年には、同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになったが、集中的かつ効果的な鳥獣及び海獣による被害対策を早急に講じる必要がある。 よって、国においては、鳥獣・海獣被害防止の充実を図るため、以下の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。 記 １　地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。 ２　狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。 ３　海獣被害に対しては、追い払いなどの防除対策事業、個体数調整のための調査捕獲事業及び生息域などの把握のためのモニタリング事業をより一層推進すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣 【件　　　名】**森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書** （趣旨） 林業・木材産業の安定的発展と山村の活性化を図るとともに木材の安定供給による東日本大震災の被災地の本格的な復興を早期に実現するため、国において、森林・林業・木材産業施策を積極的に展開するよう強く要望する。 （理由） 近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故後、我が国のエネルギーは化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要なものとなっている。 しかし、岩手県における森林・林業・木材産業を取り巻く状況は、依然として厳しく、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業・木材産業の安定的発展と山村の活性化を図るためには、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に行うとともに、県産材の利用促進など森林資源の循環利用を進め、森林・林業・木材産業の再生を図ることが必要である。 また、東日本大震災の被災地における本格的な復興を早期に実現するためには、木材を安定的に供給できるよう取り組まなければならない。 よって、国においては、以下の事項を実施し、森林・林業・木材産業施策を積極的に展開するよう強く要望する。 記 １　地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を追加し、安定的な税財源を確保すること。 ２　森林管理・環境保全直接支払制度を拡充し、搬出間伐や路網整備の推進、森林施業の集約化を図るとともに、地域の森づくりの指導者となるフォレスターや現場技能者等の人材育成を強化すること。 ３　国産材の利用拡大を図るために、木造公共施設の整備や木質バイオマスの利用に対する助成を拡充すること。 ４　地域の安全・安心を確保するために、効果的な治山対策を実施するとともに、津波対策も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を図るための 2014 年度政府予算に関する意見書** （趣旨） 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもや若者の学びを切れめなく支援するために、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を強く求める。 （理由） 35 人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていない。 日本は、OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げている。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要である。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、GDP に占める教育予算の割合は、OECD 加盟国の中で日本は下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。 よって、国においては、2014 年度の予算編成に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） **【件　　　名】地方税財源の充実確保を求める意見書** （趣旨） 平成 26 年度の地方財政対策については、政府が財政健全化に向けた取り組みを進める中、厳しい展開が予想されている。また、平成 26 年度税制改正については、市町村の基幹税目である固定資産税の現行制度堅持のほか、自動車取得税、自動車重量税の取り扱いなど様々な課題が山積していることから、地方税財源の充実確保を強く求める。 （理由） 地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。 こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。 よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く求める。 記 １　地方交付税の増額による一般財源総額の確保について (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。 (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。 (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。 (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。 (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは行わないこと。 ２　地方税源の充実確保等について (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「５：５」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。 (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。 (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。 (4) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。 (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。 (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、復興大臣 **【件　　　名】ＪＲ山田線宮古・釜石間の鉄路による早期復旧及び鉄道の災害復旧に係る関係法令の整備を求める意見書** （趣旨） 東日本大震災で被災したＪＲ山田線宮古･釜石間の鉄路による早期復旧及び鉄道の災害復旧に係る関係法令の整備を強く要望する。 （理由） ＪＲ山田線宮古・釜石間は、東日本大震災により、橋りょう、線路、駅舎の流失など約 80 箇所が被災し、現在、ＪＲ山田線復興調整会議等において、鉄道と沿線地域の復旧・復興に向けた協議を続けているが、復興まちづくりとの調整や復旧費用の負担など多くの課題がある。 ＪＲ東日本によるＪＲ山田線宮古・釜石間の復旧工事費の試算では、原状復旧で約 140 億円、さらに復興事業を考慮すれば約 210 億円が必要とされている。鉄道の災害復旧に対する国からの支援については、鉄道軌道整備法等で規定されているものの、ＪＲ東日本は黒字経営であることから補助対象外となっている。 ＪＲ山田線宮古・釜石間は、現在も運休が続いており、通学、通院等の日常生活や地域間交流などにおいて、代替交通による移動を余儀なくされている。 被災地の一日も早い復興のため、地域公共交通の主軸である鉄道網の整備充実に国が一定の責任を果たすべきである。 よって、国においては、ＪＲ山田線宮古・釜石間を早期に復旧するため、次の事項を実現するよう強く要望する。 記 １　ＪＲ山田線宮古・釜石間の鉄路による早期復旧を実現するため、ＪＲ東日本に対する助言・指導を強化すること。 ２　東日本大震災の被災規模、被災した鉄道、沿線区間の不採算性及び沿線自治体の財政状況などを十分に考慮したうえで、ＪＲ東日本に対する財政的支援が可能となる関係法令の整備を早急に行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、復興大臣 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** （趣旨） 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療における被保険者の一部負担金の免除措置が、平成 25 年 12 月 31 日で終了し、平成 26 年 1 月より通常の負担が発生することとなる。 未だに、仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者も多いことから、生活再建の目途がつくまで免除措置を継続することを求める。 （理由） 岩手県内では、平成 25 年 6 月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住宅での暮らしを余儀なくされている。被災者の多くは、未だに全面的な生活再建の見通しが立っていない状況であり、仮設住宅など慣れない環境での生活は、心身ともに大きなダメージを与えている。また、住宅建築など生活再建には多大な費用が掛かるため、被災者の生活再建の目途がつくまでは免除措置の継続が必要と考える。 岩手県保険医協会が被災者に対して行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」という回答が 43.6%となった。また、平成 24 年 9 月に免除が打ち切られた国民健康保険及び後期高齢者医療以外の方の回答では「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%となった。この結果から、国民健康保険や後期高齢者医療の負担が発生すれば、同様の事態となることが想定される。 よって、国においては、被災者の命と健康を守るため、次の事項を実現されるよう求める。 記 **１　被災者の医療費窓口負担免除を継続すること。また、免除措置の継続に必要な財源は、国の責任において全額国負担とすること。** **２　国民健康保険及び後期高齢者医療以外の方の医療費窓口負担免除を再開させること。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 10 月４日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 （趣旨） 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療における被保険者の一部負担金の免除措置が、平成 25 年 12 月 31 日で終了し、平成 26 年 1 月より通常の負担が発生することとなる。 未だに、仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者も多いことから、生活再建の目途がつくまで免除措置を継続することを求める。 （理由） 岩手県内では、平成 25 年 6 月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住宅での暮らしを余儀なくされており、宮古市においても 4,907 名の方が仮設住宅に入居されている。被災者の多くは、未だに全面的な生活再建の見通しが立っていない状況であり、仮設住宅など慣れない環境での生活は、心身ともに大きなダメージを与えている。また、住宅建築など生活再建には多大な費用が掛かるため、被災者の生活再建の目途がつくまでは免除措置の継続が必要と考える。 岩手県保険医協会が被災者に対して行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」という回答が 43.6%となった。また、平成 24 年 9 月に免除が打ち切られた国民健康保険及び後期高齢者医療以外の方の回答では「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%となった。この結果から、国民健康保険や後期高齢者医療の負担が発生すれば、同様の事態となることが想定される。 よって、県においては、被災者の命と健康を守るため、医療費窓口負担の免除継続とともに免除措置の継続に必要な財源は、国の責任において全額国負担とするよう、国に対する要望活動などを主導的、積極的に取り組むことを求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 25 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末日で終了し、来年 1 月より通常の負担が発生することとなっています。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 43.6%に上りました。また、社保の方は 2012 年 2 月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることが予想されます。またアンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除して欲しい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 県内では本年 6 月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住宅暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。新たな住宅建設には多額の費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が減少することにもなりかねません。 つきまして国におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請致します。 １　国は、被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続し、係る費用の全額を補助して下さい。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 25 年９月 25 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、岩手県保健福祉部長、岩手県総務部長 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生することとなっています。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 43.6%に上りました。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることが予想されます。またアンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除して欲しい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 県内では本年６月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住宅暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。新たな住宅建設には多額の費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が減少することにもなりかねません。 つきまして県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請致します。 **１　県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を 2014 年１月以降も継続して下さい。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 25 年９月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) **【件　　　名】地方税財源の充実確保を求める意見書** 現在、地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷などにより、厳しい状況が続いている。 このような中、地方自治体が市民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実とその確保が不可欠なものとなっている。 よって、国及び政府関係機関においては、地方税財源の確保と充実のため、次の事項を実現するよう強く求める。 １　地方交付税の増額による一般財源総額の確保について (1) 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源の総額を確保すること。 (2) 「地方交付税」は、本来の役割である財源保障機能や財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。 (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行などによることなく、「地方交付税」の法定率引き上げにより対応すること。 (4) 地方財政計画における地域経済活性化のための歳出特別枠を維持すること。 (5) 地方公務員給与の引き下げなど、国の政策誘導手段として「地方交付税」を用いることは避けること。 ２　地方税源の充実確保等について (1) 国と地方の税源配分を「５：５」とし、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。 (2) 「個人市民税」は、その充実と確保を図り、政策的な税額控除を導入しないこと。 (3) 「固定資産税」は、その安定的な確保を図り、特にも償却資産の「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。 (4) 「自動車取得税」及び「自動車重量税」は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 25 年９月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） **【件　　　名】「地方税財源の充実確保」を求める意見書** 地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。 こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。 よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。 記 １．地方交付税の増額による一般財源総額の確保について (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。 (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。 (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。 (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。 (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。 ２．地方税財源の充実確保等について (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「５：５」とすること。 その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。 (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。 (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。 特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。 (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。 (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。 (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。 (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成25年９月13日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与している。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりに支出される教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっている。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記事項を要望する。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 25 年９月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】地方の地球温暖化対策に関する地方財源の確保のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 このような中、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣO2 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされといった事態が生じている。 これを再生させると共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて市町村に譲与する仕組みの構築を強く求める** 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年９月 26 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】東日本大震災の被災者の国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金及び介護保険の利用料等の支援制度の継続を求める意見書** 東日本大震災の被災者の国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の保険料、医療費及び利用料の全額免除制度が昨年９月で打ち切られ、以来、国の既存の災害減免の枠内で免除費用の最大８割補助に切り替えられました。 これを受け、岩手県は、市町村の負担が１割で済むように財政支援を行っています。その結果、国民健康保険では全市町村が被災者の負担免除を行い、また、多くの市町村で介護保険の一部負担金の免除が実施されてきました。 このことは、被災者を励まし、生活支援に大きく寄与してきました。 しかし、被災者の住宅再建やふるさとへの復帰の状況をみるとき、被災後２年余を経過した今、おおきな改善をみるにいたっておりません。 今後とも、被災者の健康を維持し病状の悪化を予防するために、そして、被災者が自立した生活が送ることができるまで、国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金及び介護保険の利用料の免除制度を継続すべきです。 つきましては、被災された方の命と健康を守るため、下記の項目について対策を講じられるよう強く要望いたします。 記 １　2013 年 12 月までとなっている被災者の国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金及び介護保険の利用料の財政支援制度を継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 **【件　　　名】私学教育の充実と発展を求める意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実と発展に寄与しています。 現在、少子化などにより私立学校の経営基盤は厳しい環境に置かれており、私立学校に通わせる保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化のため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、国及び県においては、このような私学教育を取り巻く現状を考慮し、過疎地域の私立高等学校への特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実されるよう強く要望いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度の２分の１復元を求める意見書** 35 人学級の拡充については予算措置がされておらず、小学校１年生、２年生に留まっております。 日本は OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、学級規模を更に引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約６割が小中学校の望ましい学級規模として 26 人から 30 人をあげており、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まったことによる授業時数の増加や指導内容の増加に加え、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒への対応等が課題となっており、いじめや不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要と思われます。 一方、子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、憲法に教育を受ける権利が定められておりますが、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられたことにより、自治体財政が圧迫され、教育条件の格差が生じることが懸念されています。 よって、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、平成 26 年度の政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。 記 **１　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。** **２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 **【件　　　名】私学教育の充実・発展を求める意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。 また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 記 １　私立高校に対する私学助成金を更に充実させることを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水質源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。 また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしています。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されましたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。 しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財産確保を講ずることが急務であります。 よって、下記事項の実現を強く求めるものです。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 25 年９月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 25 年９月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第 9 条の第一順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7 月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々葛巻町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県保健福祉部長、岩手県総務部長 **【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書** 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いである。制度の対象者は、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される。 一方、現物給付による方法は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されており、全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっている。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見と早期治療につなげることができる。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要で、市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要となり、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要となる。 以上の点から、県民の健康増進及び早期発見と早期治療による重症化防止のため、下記の項目の早期実現を強く要望する。 記 １　県の医療費助成制度において現物給付を導入すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、わが国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣法第 9 条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書** 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々岩手町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第 9 条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣 【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々西和賀町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、わが国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実についての意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を求め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第９条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣・内閣府担当特命大臣（地方分権改革）・道州制担当 **【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書** 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々平泉町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 25 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みが不可欠である。 しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	**【議決年月日】平成 25 年９月 26 日** **【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、総務大臣** **【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書** 平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、町村議会の総意として、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月には、全国町村議会議長会が「丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに７月には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、再編された「基礎自治体」は、現在の市町村などに比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々住田町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 25 年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の夜勤改善・増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。 厚生労働省が平成 23 年６月 17 日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（５局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としている。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要である。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やすことが求められている。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。 記 １　看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を、１日８時間、週 32 時間、勤務間隔 12 時間以上とし、労働環境を改善すること。 ２　医師・看護師・介護職員などを増員すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 25 年９月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長、岩手県知事、岩手県副知事、岩手県保健福祉部長、岩手県総務部長 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするのかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 43.6％に上りました。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4％になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。またアンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期にわたり医療費を免除して欲しい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 県内では本年６月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅の高台移転もほとんど進んでいません。新たな住宅建設には費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきましては、国、県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請いたします。 記 １　国は、町が復興するまで被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続し、係る費用の全額を補助してください。 ２　県は、町が復興するまで被災された方の医療費窓口負担の免除を 2014 年１月以降も継続してください。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 25 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々岩手県下閉伊郡山田町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 25 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 43.6%に上りました。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。またアンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除して欲しい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 岩手県内では本年６月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅の高台移転もほとんど進んでいません。新たな住宅建設には費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして国におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請致します。 記 １　被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続し、係る費用の全額を補助して下さい。 ２　被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させて下さい。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 25 年９月 19 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県議会議長 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 43.6%に上りました。また、社保の方は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。またアンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除して欲しい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 岩手県内では本年６月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅の高台移転もほとんど進んでいません。新たな住宅建設には費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請致します。 記 １　被災された方の医療費窓口負担の免除を 2014 年１月以降も継続して下さい。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成25年９月20日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災した国保と後期高齢者医療制度加入者の医療費窓口負担の免除が本年12月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生する。 岩手県保険医協会が対象者に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて43.6%に上った。 また、被災した社保加入者は2012年２月に免除に係る国の補助が打ち切られ、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」と回答した人が46.4%になった。 この結果から、国保や後期高齢者医療制度加入者の医療費窓口負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白である。アンケートでは、「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期にわたり医療費を免除して欲しい」などの切実な声が900以上寄せられている。 岩手県内では今も多くの被災者が仮設住宅暮らしを余儀なくされている。事業所の再開や雇用の確保も道半ばであり、住宅の高台移転もほとんど進んでいない状況である。新たな住宅建設には費用もかかり、そのような中で医療費窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかである。 よって、被災者の健康保持のため、下記事項の実現を強く要望する。 記 １　被災した国保と後期高齢者医療制度加入者の医療費窓口負担免除を今後も継続し、係る費用の全額を補助すること。 ２　被災した社保加入者の医療費窓口負担の免除を復活させること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、岩手県総務部長、岩手県保健福祉部長 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災した国保と後期高齢者医療制度加入者の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生する。 岩手県保険医協会が対象者に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて 43.6%に上った。 また、被災した社保加入者は 2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られ、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」と回答した人が 46.4%になった。 この結果から、国保や後期高齢者医療制度加入者の医療費窓口負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白である。アンケートでは、「臨時雇用の給与は低く免除を続けて欲しい」「社保・国保に関係なく長期にわたり医療費を免除して欲しい」などの切実な声が 900 以上寄せられている。 岩手県内では今も多くの被災者が仮設住宅暮らしを余儀なくされている。事業所の再開や雇用の確保も道半ばであり、住宅の高台移転もほとんど進んでいない状況である。新たな住宅建設には費用もかかり、そのような中で医療費窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかである。 よって、被災者の健康保持のため、下記事項の実現を強く要望する。 記 １　被災者の医療費窓口負担免除を 2014 年１月以降も継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】ＴＰＰ交渉に関する意見書 政府は平成 25 年７月にＴＰＰ交渉に参加した。ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、農林漁業、食の安全、医療制度、保険など国民生活に広く影響し、ＩＳＤ条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。 こうした不安や懸念が払拭されないまま、交渉に参加したことに問題がある。これまで、44 道府県や全市町村の多くの議会が、反対ないしは慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉参加に反対してきた。国論を二分した世論状況にあり、交渉参加そのものが理解されるものではない。 政府はこれまで再三にわたって「国益を守る」とし、与党は農産物５品目の関税撤廃の例外を決議しているが、政府の交渉方針は明確でなく、守れる保障は全くない。さらに政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきたが、交渉参加にあたって結んだ保秘契約を楯に情報の公開を拒否している。このまま推移すれば、国民は交渉内容や経過を知ることなく、ある日突然、結論だけを押し付けられる危険性が明白であり、到底、容認できるものではない。 このように、国民的議論の不十分さのなかでの交渉は、国益を守れる保証がなく、極めて危険であると言わざるを得ない。ＴＰＰ交渉只中にある現在、これほどまでの国民的関心事に対し、中間情報が出されないというのは国民の理解を得られない。 よって、下記のとおり対応されるよう強く要望する。 記 １　協定交渉する際には、「守り抜く国益」をどのように交渉の中で勝ちとるのか明確に国民に開示すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、わが国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣法第 9 条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権担当）・道州制担当・総務大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　名】道州制導入に断固反対する意見書** 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7 月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々岩泉町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	**【議決年月日】** 平成25年９月27日 **【提　出　先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第９条の第一順位指定大臣(副総理)、内閣官房長官、総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当** **【件　　　名】 道州制導入に断固反対する意見書** 我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々田野畑村議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田 野 畑 村	【議決年月日】平成25年９月27日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣、岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年12月末日で終了し、来年1月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し、「通院回数を減らす」「通院できない」があわせて43.6%に上りました。また、社保の方は2012年2月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。またアンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けてほしい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除して欲しい」などの切実な声が多く寄せられたとのことです。 県内では本年6月30日時点で36,806名の方が仮設住宅暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅の高台移転もほとんど進んでいません。新たな住宅建設には費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 ついては、被災された方の健康保持のため、下記の事項について国及び県に強く要望いたします。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担免除を今後も継続し、係る費用の全額を補助すること。 ２　国は、被災された社保の方の医療費免除を復活すること。 ３　県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を2014年１月以降も継続すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 25 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実についての意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 25 年９月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書** 　地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 　また、我が国は、25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。 　このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 　もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 　しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 　これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 　よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 **　自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。** 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 25 年９月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣 **【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書** 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を求め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々普代村議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」が合わせて 43.6%に上りました。また、社保の方は、2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。また、アンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けてほしい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除してほしい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 岩手県内では本年６月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住居暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅の高台移転もほとんど進んでいません。新たな住宅建設には費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 つきまして国におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請いたします。 記 １　国は、被災された方の医療費窓口負担の免除を今後も継続し、係る費用の全額を補助すること。 ２　国は、被災された社保の方の医療費窓口負担の免除を復活させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書** 　東日本大震災により被災された国保と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担の免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 　岩手県保険医協会が被災された方々に行ったアンケート調査では、負担が発生した後どうするかの問いに対し「通院回数を減らす」「通院できない」が合わせて 43.6%に上りました。また、社保の方は、2012 年２月に免除に係る国の補助が打ち切られましたが、「通院回数を減らした」「通院できなくなった」が 46.4%になりました。この結果から、国保や後期高齢者医療の負担が発生すれば、社保同様の事態となることは明白です。また、アンケートの意見には「臨時雇用の給与は低く免除を続けてほしい」「社保・国保に関係なく長期に渡り医療費を免除してほしい」などの切実な声が 900 以上も寄せられました。 　県内では、本年６月 30 日時点で 36,806 名の方が仮設住宅暮らしを余儀なくされています。事業所の再開や雇用の確保も道半ばです。住宅の高台移転もほとんど進んでいません。新たな住宅建設には費用もかかります。そのような中で窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 　つきまして県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現されますよう要請いたします。 記 **１　県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を 2014 年１月以降も継続すること。** 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。 また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしています。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生みだす再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組みための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務です。 よって、下記事項の実現を強く求めるものです。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。** 以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実についての意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記のとおり要望いたします。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金に更に充実すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第 9 条の第一順位指定大臣(副総理)、内閣官房長官、総務大臣 【件　　　名】道州制導入に反対する意見書 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々野田村議会は、道州制の導入に反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 【件　　　名】道州制導入に反対する意見書 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年４月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行ったところであります。さらに、７月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせております。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきております。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信しております。 よって、我々洋野町議会は、道州制の導入に反対いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。